

業者各位

三股町長 木佐貫辰生

町発注工事における最低制限価格の設定の見直しについて【お知らせ】

1. 当町では、これまでも町発注の工事においては、最低制限価格を設定することにより、極端な安価受注を排除し、品質の確保を図ってきたところですが、全国的に公共事業が減少するなか、当町においても、落札率が低下傾向にあり、最低制限価格付近での競争が増加するなど、低価格入札が増加しています。このような状況が今後も継続した場合には、町内企業への圧迫や下請・資材業者へのしわ寄せなどにより、工事の品質低下につながるリスクの増大等が懸念されることから、これらを総合的に勘案し、最低制限価格の設定水準を引き上げることとします。
2. 実施時期  
平成24年4月23日（月）以降の入札実施分からを対象とします。
3. 公表時期  
最低制限価格の設定方法及び金額については、従来どおり非公表とします。ただし、入札執行後は公表します。
4. 内 容  
最低制限価格の設定水準は予定価格の概ね85%から90%を想定しております。（工事別の状況によって、85%を下回る場合、90%を上回る場合もあります。）

（関連条文：三股町財務規則）

第92条 契約担当者は、一般競争入札により工事又は製造の請負の契約をしようとする場合において、当該契約に適合した履行を確保するため必要があると認めるときは、町長の承認を得てその契約の種類及び金額に応じ、予定価格の3分の2から10分の9までの範囲内で定めることができる。

以 上

（文書管理 総務課 行政係）